

# 山梨県公報

第二千四百五十六号

平成二十六年

十月十六日

木曜日

## 目次

### 告示

- 普通母樹林の指定の解除……………六一五
- 道路の供用開始……………六一五
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六一五
- 随意契約の相手方の決定について……………六一六

## 告示

### 山梨県告示第二百九十五号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定により次のとおり指定した普通母樹林について、同法第九条第一項の規定により、その指定を解除する。

平成二十六年十月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定番号 山梨普四六一二三
  - 二 指定年月日 昭和四十七年八月二十四日
  - 三 指定採取源の種類 普通母樹林
  - 四 樹種 ひのき
  - 五 所在場所 韮崎市清哲町青木御座石前山三千三百五十番地
  - 六 本数 四百六十九本
  - 七 面積 一・〇二ヘクタール
  - 八 所有者
- 1 名称 山梨県
  - 2 住所 甲府市丸の内一丁目六番一号

### 山梨県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市万力字一丁田三三三番の一地先から 山梨市万力字一丁田三三二番の一地先まで	一三八・〇	平成二十六年十月十八日

## 公告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月二日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人舞鶴教育研究会
  - 2 代表者の氏名 澤登 洋文
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央二丁目二番八号
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、不登校生徒、中途退学者等の青少年に対して、教育相談、学習指導に関する事業を行い、地域の教育、福祉の増進を図り、広く公益に資することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年十月六日から同年十二月五日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - (一) 名称 凍結防止剤散布機
  - (二) 数量 六台
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
  - (一) 名称 山梨県出納局管理課
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十六年八月二十六日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
  - (一) 名称 株式会社キムラ
  - (二) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号
- 五 契約金額 三千五百五十七万五千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入することができる者が特定されているため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当）